

官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について（案）

令和 3 年 8 月 10 日
官民競争入札等監理委員会

官民競争入札等監理委員会の当面の進め方は以下のとおりとする。

1. 官民競争入札等監理委員会

公共サービス改革基本方針案（対象事業の選定を含む）、官民競争入札又は民間競争入札（以下、「官民競争入札等」という。）の法第 9 条第 1 項又は法第 14 条第 1 項に基づく実施要項案及び法第 7 条第 8 項に基づく評価案についての審議のほか、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

概ね月 1 回程度の開催とするが、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、監理委員会運営規則第 3 条に基づき書面審議を行うこととする。

2. 公共サービス改革小委員会

国の行政機関等が行う官民競争入札等の対象事業の選定等に関する調査検討を行う。

3. 入札監理小委員会

法の対象事業に選定された事業について、官民競争入札等の実施要項案の策定に関する調査検討及び当該事業の終了にあわせて行う評価案に関する調査検討等を行う。

なお、A・B・C の 3 グループで分担し、担当分野は原則として以下のとおりとする。

A グループ：施設管理、試験・研修、調査業務 等

B グループ：IT 関係、発注者支援業務等、航空関係、公園管理 等

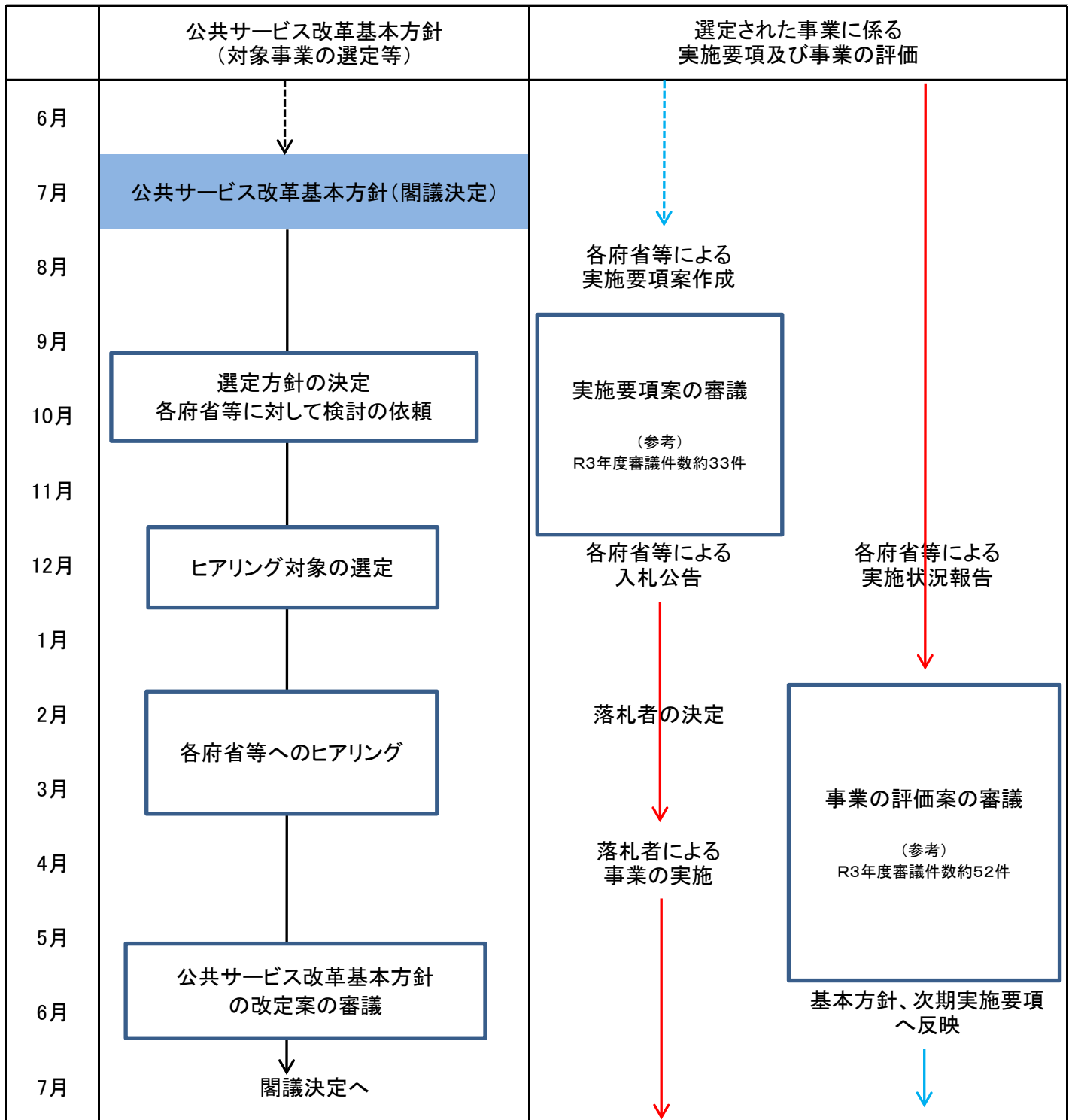
C グループ：年金等収納、統計調査、登記簿交付、放射能関係、雇用政策関係、刑務所業務、特許関係業務 等

4. 企画小委員会

国の行政機関等及び地方公共団体における官民競争入札等の導入促進など、公共サービス改革の在り方についての調査検討を行う。

以 上

官民競争入札等監理委員会の年間スケジュール



○上記スケジュールは事業開始を4月と想定